



工事着工後の申請は、補助金の交付を受けられなくなりますので、事前にご相談ください。

【問い合わせ】建設課 都市・住宅係 ☎85-6140

□子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金

対 象	住宅（新築）
事業内容	定住の意思を持ち、住宅の新築や新築建売住宅の購入を行う若者世帯、他市町村からの移住世帯に対する補助
補助金額	◇若者世帯…60万円（世帯員全員50歳未満の夫婦もしくは親と子の世帯） ◇他市町村からの移住世帯…100万円（町内に転入する世帯員全員50歳未満の夫婦もしくは親と子の世帯） ▶町内業者の場合30万円を加算します。 ※町税などの滞納がないことが要件となります。 ※中古住宅の場合は対象外となります。

□若者向けアパート供給支援事業補助金

対 象	賃貸住宅（新築）
事業内容	若者の人口流出の抑制や町内への移住促進を図ることを目的として賃貸住宅の建設を促進するため、町内に賃貸住宅を整備する個人や法人に対する補助
補助金額	1戸あたり50万円、または工事費の10%のいずれか低い額とし、500万円を上限とする。

■町産材等木造建築推進事業 【問い合わせ】白鷹町商工会 ☎85-0055

町内における木工事の受注促進と町産材利用拡大を図るとともに、地元関連業界の振興と経営基盤の強化、消費需要の拡大を目的として、町産材等木造建築推進事業に取り組みます。

対象物件		住宅、店舗、附属建物（車庫、作業所および物置）
対象工事		新築または増改築、修繕など 全体工事費が30万円以上で木工事が25%以上または100万円以上のこと 令和8年1月31日までに完成すること
施工業者		白鷹町商工会員であり、登録事業所
申請者（施主）の要件		▶白鷹町内に住所を有する者 ▶町税等の滞納がないこと
支援内容	工事費	工事費の10%以内（上限10万円）※白鷹町商工会が発行する商品券により給付
	町産材購入費 （1㎡以上の利用）	住宅・店舗等の新築：上限30万円 附属建物の新築：上限20万円 その他の増改築・修繕：上限10万円
その他制度との併用		介護保険制度との併用は不可

■省エネ住宅促進事業 【問い合わせ】白鷹町商工会 ☎85-0055

温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の防止を推進するため、省エネルギー性能の高い新築住宅（新築建売住宅の購入含）への支援を実施します。

対象物件	住宅の省エネルギー性能が確認できる認定証等（やまがた省エネ健康住宅、建築物省エネルギー性能表示制度 ほか）の交付を受けた新築の木造住宅
対象期間	住宅の引き渡しおよび認定証等の交付が令和8年2月28日まで行われること
申請者（施主）の要件	▶白鷹町内に住所を有する（または年度末までに転入を確約する）方 ▶町税などの滞納がない方 ▶町内に本人が居住する戸建て住宅であること
施工業者	白鷹町商工会員であり、登録業者
支援内容	1件あたり30万円（定額）

令和7年度 住宅関連の施策

□住宅リフォーム支援事業

令和7年度白鷹町住宅リフォーム支援事業制度概要

	対象工事	補助率・上限		
		世帯要件	通常	空き家活用（募集件数2件）
一般型	以下のいずれか ①寒さ対策・断熱化（複層ガラスの設置など） ②バリアフリー化（段差解消や手すり設置など） ③克雪化（雪止めや融雪設備設置など） ④県産木材使用（構造材、内装などに使用）	なし	10%・12万円	20%・37万円
				（※中古住宅診断未実施の場合） 20%・32万円
移住・定住 促進型	一般型の①～④	移住 新婚 子育て	30%・30万円	40%・55万円
				（※中古住宅診断未実施の場合） 40%・50万円

【用語の説明】

- 県外からの移住世帯…令和2年4月1日以降に県外から町内に転入した世帯員を含む世帯
- 新婚世帯…婚姻した日から5年以内の世帯
- 子育て世帯…平成19年4月2日以降に出生した方と同居する世帯（出産予定を含む）
- 空き家活用…空き家を購入しリフォームを行う工事

□木造住宅耐震診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

- ▶ 募集件数：3件
- ▶ 診断料：10,000円
- ▶ 補強計画作成料：5,000円



□木造住宅耐震改修事業

令和7年度木造住宅耐震改修事業制度概要

要 件		▶木造住宅耐震診断士派遣事業で耐震診断を受け、補強計画を作成した住宅 ▶改修前評点が 1.0 未満の住宅（簡易耐震改修においては 0.7 未満）ほか		
		対象工事	募集件数	補助率・上限
耐震改修		改修後評点を 1.0 以上にする工事	1 件	50%・120 万円
減災対策	簡易耐震改修	改修後評点を 0.7 以上 1.0 未満にする工事	3 件	80%・30 万円
	部分耐震改修 （いずれか）	▶改修後評点を 1 階のみ 1.0 以上にする工事 ▶主要な居室等のみ耐震改修を行う工事 ▶屋根または 2 階以上の重量を軽減する工事		
	防災ベッド等	防災ベッド、耐震シェルターを設置する工事		

□その他の補助事業

- 危険ブロック塀等除却促進事業
- セーフティネット住宅家賃等低廉化事業 など

各補助事業の要項等の詳細は、二次元バーコードから町ホームページをご確認ください。

